

●香川県告示第36号

昭和50年香川県告示第501号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正し、平成19年2月2日から施行する。

平成19年2月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
法第104条第2号に掲げる漁業		法第104条第2号に掲げる漁業	
2号引田区域（引田漁業協同組合の地区）	1～5 略	2号引田区域（引田漁業協同組合の地区）	1～5 略
	6 <u>大型定置漁業、あじ、さば角網漁業及び小型定置漁業であって5に掲げる漁業以外の漁業（あじ、さば角網漁業を営む者が営むものに限る。）</u>		6 大型定置漁業及びあじ、さば角網漁業
	7 略		7 略